

第九十一回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第 十 二 号

昭和五十五年四月十八日(金曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 木野 晴夫君

理事 逢沢 英雄君

理事 唐沢俊二君

理事 岩垂壽喜男君

理事 新井 彬之君

理事 吉田 之久君

理事 麻生 太郎君

三枝 三郎君

田澤 吉郎君

田中 六助君

山下 徳夫君

木原 実君

鈴切 康雄君

辻 第一君

出席國務大臣

農林水産大臣 武藤 嘉文君

出席政府委員

農林水産大臣官房長 渡邊 五郎君

農林水産省農蚕局長 二瓶 博君

農林水産省食品流通局長 森実 孝郎君

農林水産技術會議事務局局長 川嶋 良一君

食糧庁長官 松本 作衛君

林野庁長官 須藤 徹男君

水産庁次長 米澤 邦男君

委員外の出席者

国土庁地方振興局特別地域振興課長 榊原 勝美君

海上保安庁警備救難部長 野呂 隆君

海上保安庁燈台部監理課長 藤野 涼一君
内閣委員会調査室長 山口 一君

委員の異動
四月十八日

辞任 上草 義輝君

河本 敏夫君

辻 第一君

同日 船田 元君

山下 徳夫君

中島 武敏君

補欠選任 船田 元君

山下 徳夫君

中島 武敏君

補欠選任 上草 義輝君

河本 敏夫君

辻 第一君

本日の会議に付した案件

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

○木野委員長 これより会議を開きます。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中野雅弘君。

○中野委員 限られた時間ですので、短く御質問しますが、最初に、農林水産省設置法の一部改正案について二、三点御質問したいと思います。

法案は、神戸と横浜にある生糸検査所を昭和五十五年九月をもって農林規格検査所へ吸収統合することになっていますが、私も先日、横浜の生糸検査所へ行きまして御案内いただき、大体業務内容につきましまして概要を御説明いただきました。

最初に、生糸検査所の業務量がこの十年ほどどううように変化してきたのか、一言お尋ねしたいと思ひます。

○二瓶政府委員 検査所の業務量がこの十年ほどどうう変化してきたのかというところでございますが、検査数量でもって申し上げたいと思ひます。

四十二年十五万三千俵、四十四年十六万五千俵、四十五年十四万九千俵、四十六年十三万七千俵、四十七年十三万二千俵、四十八年十一万三千俵、四十九年十五万四千俵、五十年十萬六千俵、五十一年八万二千俵、五十二年八万四千俵、五十三年五万五千俵、五十四年五万四千俵、以上でございます。

○中野委員 この十年間に約三分の一に、いまの御報告ですと減っておりますが、もう一つ、現在の国内の生糸生産量と、特にその検査体制がどうなっているのかということについてお尋ねしたいと思ひます。

○二瓶政府委員 生糸の生産量につきましては、四十三年三十四万六千俵でございます。それが五十三、五十四年ともに二十六万六千俵、こういう数値に相なっております。

そこで、こういう生産数量に対して検査の体制はどうなっているかというお尋ねでございます。すけれども、検査の体制につきましては、実は三種類ございます。一つは、横浜及び神戸の国営生糸検査所の検査という国営検査でございます。それからもう一種類は、指定検査所の検査というところで、果立なりあるいは財団法人などでやっております指定検査所の検査、大体合計七カ所ほどございまして、そういうもの。それから第三番目には、生糸製糸工場みずから行う自主検査という、この三つの種類によつて検査が行われておるといふことでございます。

○中野委員 いまのお話の三番目の、工場単位で行っている自主検査ですね、これのメーカーとそれから工場単位の数を教えていただきたいことと、それから、中小零細製糸工場等の検査はどういう形で行われているのですか。

○二瓶政府委員 先ほど第三点に申し上げました民間自主検査でございますが、これにつきましては、現在、四企業十三工場が自主検査の指定工場に相なっております。五十四年では二万八千俵強の検査をいたしておる、こういう状況でございます。

こういう自主検査の工場以外のところは、どうう検査をしておるかということになりますと、先ほど第一段に申し上げました横浜及び神戸の国営生糸検査所、これに持ち込みまして検査を受けるというものもございまして、それから、第二番目に申し上げました指定検査所の検査を受けておるといふところもございまして。

○中野委員 私も平日ばかり横浜の生糸検査所で現場を御案内していただいたのですが、素人ですけれども、御説明も聞きまして、いまの生糸検査所の技術水準も、非常に国際的にも評価をされている、高い水準にありますし、量は減つていますが、現実にここで検査も行われているわけですし、さらに、さっきの自主検査ということでも、工場で行っている検査もありまして、やはりどこかセンター的なものがあるか、そういう機関がないと検査も公平にならないという点も、品質管理の点でも問題があるかと思ひますし、あるいは研修その他の、そういう自主管理の工場の技術水準を一定に置く意味での研修等も必要だと思ひますし、お話を聞きますと、今後ブラジルを初め発展途上の国の研修ということもあるそうですから、私は、これだけ量が減るわけですから、縮小については妥当だと考えますけれども、やはり国の検査の機能は維持していかなくちゃならないと

いうことを、現地を案内していただきまして痛感をしたわけです。

○二瓶政府委員 今度の改正で農林規格検査所へ吸引統合されるわけですが、この生糸検査所のいわばセンタリ的な役割りといえますか、これは今後ともやはり維持していかなければいけないというふうに考えます。この点についてひとつお考えをお聞きしておきたいと思ひます。

○二瓶政府委員 今回生糸検査所を農林規格検査所に吸引統合することについてお聞きをさせていただきますけれども、これは、生糸検査数量等が先ほど御説明申し上げましたように減少しているというところからいたしまして、独立の機関として設けておく必要性に乏しいということによるものでございます。ただ、検査所はこういうことで吸引統合することについては、ただいま先生からもお話がございましたように、まさに世界に冠たる技術水準を持っておられるわけでございます。その他、自主検査なり指定検査所の検査に対する指導というような面も非常に重要でございます。そういうこともございまして、農林規格検査所に吸引統合後におきましてやはり生糸検査の中核的な役割りというものは保持していく、確保していくということを考えておられるわけでございます。

○中路委員 もう一点、この生糸検査の業務量の減少にかんがみて、当然生糸検査に関する組織の合理化が必要になってくるわけですが、生糸検査所が五十五年の十月に農林規格検査所へ吸引統合されるということになりますと、今後、そこで働いておられる職員の皆さんの処遇の問題、配置転換等が問題になると思ひますが、現在横浜と神戸にそれぞれ何名おられて、今後の組織の改編に伴う職員の皆さんの処遇の問題、配置転換を含めて、具体的にどのような計画なのか、お尋ねしたいと思ひます。

○二瓶政府委員 まず横浜と神戸の生糸検査所の定員を申し上げますと、五十四年度末、横浜が二百七十九人、神戸が二百五十四人、合計で五百三

十三人ということでございます。

それから、この生糸検査所は今度農林規格検査所に統合整理されるわけでございますが、それに伴ひまして、逐次人員の縮減というものを計画いたしておられるわけでございます。ただ、先生御案内のとおり、この生糸検査所の職員につきましては、男女別に見ますと、五十対五十という比率でございます。一般の行政機関より検査所に比べまして、女性のウェイトが非常に高いわけでございます。年齢構成も非常に高い。男女合わせて四十三・八二歳という平均年齢に昨年の十二月末現在で相なっております。

したがって、今後縮減を考えます際に、当然勧奨退職というものもございませうけれども、相当の部分は配置転換というものを主体に考えていかざるを得ないと思ひます。ただ、ただいま申し上げましたように、高年齢層が多いとか、女性比率が高いということもございまして、配置転換等に当たりましては、内部研修の強化なり、あるいは当事者ももちろんのこと、受け入れ側の理解と協力を深めて、円滑に進めていきたい、処遇等につきましても現在よりも悪くなるというようないことがないように十分配慮していきたいと思ひます。

○中路委員 いまのお話のように、私も現場へ行って見まして、特にここにお勤めの方の大部分が中高齢者で、かつ半数が女子職員だという現状です。この処遇、特に配置転換の問題については大変むずかしい問題も多いかと思ひます。それだけに、本人や当該の組合との十分な合意がやはり必要だろうと思ひますし、本人の希望も十分調査していただいて、この問題が労使の間で十分合意の上でやられるようにひとつ要請したいと思ひます。今度のこれは、国家機関の統廃合のいわば第一歩となる問題ですから、一つのモデルケースになるわけですから、一方的な強制配転というようないことが起きないように十分な配慮をしてやっていただきたいと思ひます。

この問題の最後に、この点についてはひとつ大

臣からもお話をいたしたいと思ひます。

○武藤國務大臣 私ども、行政改革というものはやはり現状を踏まえて、財政状態が大変窮乏にたきておられますし、また国民からも、行政の効率的な運用を図れという声が強いわけでございます。その中で、そういう意味においては今後とも行政改革を進めていかなければならないと思ひます。

しかしながら、いま御指摘のように、行政改革を進めるに当たっては、単純に首切りをするとか、あるいは本人の意思を無視して配置転換を強行するとか、そういうようなことがあつては、かえって行政改革も円滑に進まないわけでございますので、そういう点については十分配慮しながら、この生糸検査所の問題についても対処していきたいと思ひます。

○中路委員 もう一つ、野菜の需給、価格の問題についてお尋ねします。

これは冬野菜が大変高騰しまして、また品不足、特に数年来こんなに長くまたそれが続いたことはなかったわけですね。先日、三月一日だったんです。大臣が三浦市の畑の視察に来られました。御存じのように、昨年の二十号台風で、特に塩害でキャベツや大根の被害が非常に大きかったところですから、報道によりますと、大臣は、四月から出回る春野菜を一部三月から早く出荷するということの要請もされたというふうにお聞きしているわけですね。

政府の方が緊急対策として、こうした春野菜の繰り上げ出荷の奨励や、また台湾などからの白菜、キャベツ、アメリカからのレタスなどの輸入促進という緊急対策を進めてこられたわけですが、こういう対策というのは大体毎年繰り返されてきているわけですね。ある新聞の報道では、これは消費者のためというより、春闘対策として、何とか年度末の月だけは物価を抑えようとするものだというところを書いた新聞もあります。いずれにしても、効果の点から見ても、場当たり的な対策にすぎないのじゃないか。私は、もう少し抜

本的な対策が充実強化されなければいけないと考へます。

最初に、今度の異常な野菜の高値の直接的な原因はどういうところにあったわけですか。

○武藤國務大臣 いま御指摘がございましたが、マスコミの皆さんはいろいろ勝手なことをお書きになっておられるかよく御存じになってお書きになっているわけではなからうかと私は思っているわけでございます。野菜というのは、たとえば種をまいて、すぐ、一月や二月で地上がなるなんてことは、ないわけでございます。そういう点では、私どもは、場当たり的なではなくて、それぞれ努力をしてやってきたつもりでございます。

そこで、その原因でございませうけれども、その大半の原因は、いま御指摘のように、昨年の十月に二回も台風がやってきたということ、しかもその台風が野菜の主産地のほとんどを襲撃したということ、またそれに関連しまして、十月ほとんど一日にちが雨であった、そのために病虫害が発生した、これがやはり一番大きな原因であったと私どもは判断いたしております。

○中路委員 直接的原因は、いま大臣がおっしゃったように、一つは去年の台風あるいは長雨の影響ですね。野菜の成長のおくれと病害が広がってきたという問題もあります。また、数年来、この期間は野菜が非常に安値だったわけですね。だから、三浦でもそうですが、せっかく育てた野菜をトラクターでつぶさなければならぬというふうな中で、逆に作付を、二割減らしたというところが重なった品不足とか、こういったいろいろな要因があったと思ひます。

しかし、長期的に見れば、野菜対策というのは、先ほど緊急対策でやられたという問題だけでは、根本的な解決はできないだろうと思ひます。現に、大臣が野菜の出荷要請に行かれました三浦市の地元の人たちの声を後で若干聞いてみますと、高いときだけ、高騰のときだけ来られるというのではなくて、暴落で困っているときも一週

見に来てほしいという声もありますし、特にもう少し計画的な生産といえますが計画的な出荷、むずかしいですけれども、こういったことができるような対策が行政の方で必要であらうという意見も出ています。

現に、これは関係者に少しお聞きしておきたいのですが、その後の三月十一日に三浦市で五十五年度の春キャベツ出荷検討会というのが行われまして、主たる生産地である神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県の各県の農協や経済連の代表の方、そして農林水産省関東農政局、東海農政局、こういった行政の担当者も出席されたわけですが、報道によりますと、この会議では、今度は春キャベツがだぶついで五月ごろには暴落の問題が起きるんじゃないかということ、その対策にむける議論が集中したと言われております。

春キャベツで見ますと、東京の中央卸売市場で千トンを超えるのではない、一日大体五百五十トンから六百トンが暴落を食いとめるラインだと言われておりますけれども、こういうことも話し合われて、出荷の調整を図る必要があるけれども産地の情報も正確に把握できないというふうな困難な問題も出されたということを聞いております。

この三月十一日の会議でほぼこうした報道のような議論、いわゆる暴落対策がすぐ三月の段階で議論になったと言われておりますが、もしこの会議の問題をおわかりの方がいましたら、ほぼこうしたことが議論になったのかどうか、お聞きしたいと思っております。

○森実政府委員 答え申し上げます。

四月から六月に出荷されます春キャベツの問題でございますが、全体の概況を申し上げますと、作付面積はほぼ前年並みでございます。出荷予定量は前年をわずかに下回る九七％程度と見ております。価格の予想でございますが、現在予想されております出荷量を前提として議論いたしますと、なお百円から百十円ぐらいの価格であります。キャベツの価格は、大体中下旬には七十円ぐら

い、五月には六十円から五十円ぐらと予想しております。これは政府が決めております価格支持の前提になっております。この時期の趨勢価格が四十八円でございますから、これを下回るような事態にはならないというふうに見ております。

全体の姿といたしましては、先ほど大臣からも申し上げましたように四月・六月期に出荷されます春野菜、キャベツ等につきましては、いわゆる端境期対策として出荷の繰り上げ特例措置を講じたわけでございます。つまりこのことによりまして、四月以降の出荷が漸次繰り上げられて、出荷期間の幅が広がったという形になっております。御指摘のような暴落の心配はそういった点からまらず少ないのではないだろうかと思っております。

しかし、一部に御指摘のような懸念もあることは否定いたしません。そのような意味で、今後県、出荷団体とも十分に協議いたしまして、所要の調整は措置してまいりたいと思っております。

○中略委員 野菜については、これまでこうした値段の暴騰とかあるいは暴落を繰り返してきて、そのたびに野菜生産農家の人たちが、あるいは今度は消費者をいろいろ苦しめてきたわけですから、そういう意味で、もっと野菜生産農家が安心して野菜づくりができる価格保障の充実がさらに必要だと思っております。根本的には生産や流通面での対策もさらに検討しなければいけないと思っておりますが、きょうは限られておりますので、特に大臣の行かれた後現地で要望の強かった、もう少し作付段階での行政指導も強めてほしいとか、あるいは出荷に対する正確な情報把握をして出荷をコントロールできるような機構、制度、そうしたものの検討が必要じゃないかという意見が出ています。野菜、主要な野菜であるキャベツや大根などについて、農林水産省としての今後の具体的な新しい施策、対策、そういったものがあれば御報告願いたいと思っております。

○武藤國務大臣 従来野菜供給安定基金の関係で

いろいろやってきたわけでございますけれども、今回反省をいたしまして、新しく五十五年度から計画をいたしております重要野菜供給調整特別事業、これは最初は、生産者が先ほどの話で野菜が過ぎ過ぎて大変お困りになった場合もありますから、そういう点で計画的な生産を進めていこう、それと、特に市場の状況を見ながら出荷調整などもある程度考えていきたい、こういうことで対策を考えたのでございます。

しかし一方、今回のように非常に野菜が高騰する場合消費者にとつて大変困るわけでございますので、この制度をより拡充をいたしまして、作付のときにある程度多目に作付をしていただく、それで幸いにも生産が順調であり、そして消費よりも生産、出荷の方がより多くなるというふうな場合はその野菜を正直なまらつたぶさなければならぬけれども、そういうつづきの場合においても、何らかの形でその農家の損する部分について補てんができるような仕組みを考えていこうということになれば農家も安心できますし、より多目につくってさへいけば、もし万が一足りないような場合にも円滑に出荷ができるわけで、これは消費者にもプラスになるわけでございますから、そういう制度にしていこうということでいま検討を進めておるわけでございます。

○中略委員 野菜全体に、大産地一辺倒という点では私たちが意見がありますけれども、全国的にもう少し都市周辺の小産地もカバーできるように対策等ありますけれども、この問題はきょうは一応議論を広げないで、主としてキャベツやタマネギ等を生産している大臣が視察に行かれたところを対象にしての話ですけれども、いまお話しになりました五十五年度から考えられております需給調整事業ですか、これは対象の野菜はどの品目なのか、どのくらい予算が組まれているのか、大臣がいまお話しになったのをもう少し具体的に話したいと思いますが、どうですか。

○森実政府委員 予算を概数で申し上げますと、本年度の基金造成の補助額は十四億円でございます。

す。これに対して農業団体、農業者が同額を負担いたしますから、総体としては二十八億円でございます。これを二カ年間にわたって造成を続けまして、最終的な姿としては大体五十六億円の規模を予定しております。

それからなお、対象野菜といたしましては、需給の変動が大きく生産者にとつても消費者にとつても影響の大きいものということで、白菜、キャベツ、大根、タマネギを当面対象に考えております。

○中略委員 せっかくやられる事業ですから、生産農家の御意見も聞きながら、この需給、生産が安定できるような方向へ運用もしていただきたいということを重ねてお願いしておきたいのです。もう一、二点時間の範囲でお尋ねしたいのですが、いまま重要な野菜について野菜価格の補てん事業として指定野菜、特定野菜というそれぞれ制度がありましたが、この指定野菜、特定野菜がそれぞれ現状どうなっているのか、さらに指定品目について拡大をされる意向があるのかどうか、そして生産者の負担もできるだけ軽減をしていく必要があると思います。品目の拡大だけではなくて、指定野菜についての数量、率をふやして、もっとカバーできないかどうかという要請もあるわけですが、こうした点について具体的な施策、お考えがあればお話をいただきたいと思っております。

○森実政府委員 指定野菜の価格安定制度並びに県の独自の立場でやっております指定野菜の価格安定制度につきましては、年々充実を図っております。本年度も指定野菜については、計画数量を約三十万トン、カバー率を上げることとしております。こういった事業の実施に当たりましては、やはり先ほども御指摘ございましたように、計画的な生産、出荷を確保するという観点に立って配分を考えていきたいと思っております。なお、現在系統団体を中心にいたしました計画出荷のシェアは低い、全国でも四割強という数字でございますので、今後ともこれら価格補てん制度のカバー率の増大ということには、特に留意し

てまいる必要があると思っております。

なお、価格の保証水準あるいはカパー率等の問題でございますが、年々保証基準額の前提になり、ます趨勢値も上げてきておりますし、また保証基準額の比率も上げてきておりますし、また国のてん補率も上げてきたわけでございます。物によつては、実は十割補てんという形に近い状況まで出てきております。

ただ、率直に申し上げましてこういった状況が、今日の状況で、多少野菜の需給の基調を過剰にする一つの誘因になったということも否定できない点がございます。そういった意味で、諸般の見直しが必要と考えておりまして、少なくとも最近数年間の市場価格が趨勢値価格を大きく下回っているようなものについては、生産費等の動向も考えながら、趨勢値価格についてはある程度調整するという手段を本年度の予算において講じております。

○中路委員 現在指定野菜について国、県あるいは生産者と、負担の率があります。この機会にお聞きしておきたいのですが、指定野菜それから特定野菜について、それぞれの負担率をお話したいのですが。

○森実政府委員 まず指定野菜について申し上げます。

指定野菜につきましては、国が七〇%、県が一五%、団体が一五%という割合になっておりますが、特別交付金につきましては、国が七五%、県が一・五%、団体が二・五%とさらにかさ上げをしております。これに對しまして、特定野菜の価格安定対策事業は、それぞれ県が独自の立場でその県の重要野菜について実施されておるもので、これについては、国が三分の一、県が三分の一、団体が三分の一ということになっております。

○中路委員 特定野菜ですか、新聞の報道ですと、今度また何品か対象をふやされたというお話も聞いているのですが、対象品目は幾らになりますか。

○森実政府委員 指定野菜については、すでに品

目自体は一巡してございまして、今年度追加いたし

ますのはソラマメとプロソコリーでございます。

○中路委員 あと一、二点お聞きしておきます。指定消費地域の問題なんです、従来、大都市の中央卸売市場に出荷させることに相当力が偏つて、あるときには過剰入荷と他の地域の不足というを生み出しているという事態もあつたところもあるわけですが、その点では、できるだけ全国各県に指定消費地域の都市を拡大していく必要があるのではないかと考えているわけですが、この点で、これまでの推移といひますか、指定消費地域の都市と、今後この問題で一層地域を拡大する必要があると思うのですが、この点について具体的な施策がありましたらお答え願いたいと思ひます。

消費

○森実政府委員 指定地域につきましては、現在三十一地域、百二十九都市を指定しております。五十五年度では、石巻、いわき、浜松、諏訪の四都市を追加しております。指定消費地域の拡大を図ることは、私も基本としては今後考えていかねければならないと思ひますが、それぞれの地域の受け入れ条件と申しますか、市場の整備等の状況も見きわめねばなりませんし、また、価格形成の地域的動向も十分見きわめる必要があると思ひておりますが、基本的にはただいま申し上げたような姿勢で取り組んでまいりたいと思ひております。

○中路委員 いまの点でちょっと一点御質問を落としたのですが、いまの消費指定地域の人口が、全国の人口の大体どのくらいの比率になるのか、その野菜の入荷が全体のどのくらいのパーセントになつてゐるのか、おわかりになりますか。

○森実政府委員 現在指定しておりますのは、通常人口二十万以上の都市でございますが、この地域の人口は、総人口に對して大体五五%くらいのカパー率になります。なお、出荷量といひましたのは、これらの地域の市場はやはり集散性を持つておりますので、七割強の比率になつております。

○中路委員 きようは緊急上程しようという話

で、午前中に終わろうということですから、時間を

守つていきたいと思ひますので、最後にもう一点だけ大臣に重ねてお願いしておきたいのです。ことしのように高騰が非常に長く続くことになりまふと、二月あたり、これが物価の上昇の一つの要因にもなつてしまひましたし、消費者にとつては大きな社会問題にもなつてきた問題なんです。その点では今回のこういう事態も反省材料にして、今後とも野菜の価格をできるだけ安定させていく。消費者にとつても生産者にとつても重要なこととすし、そして、新しい野菜が安定して供給できるといふことも非常に大事だと思ひます。いま、幾つかの施策についてはお聞かせしましたが、今後ともこうした野菜生産について、一層対策を充実させていただきたいと思ひますが、最後にまとめる形で大臣からもう一言お伺ひして、質問を終わりたいと思ひます。

○武藤國務大臣 御承知いたしておりますように、野菜というのは非常に自然に影響されるわけでありまして、最近はいくら高かった野菜が、もう一時の半値以下になつてきておるような状況でございます。こういう自然現象によつて大変左右される、影響度が非常に高いものでございまして、価格を安定することは非常に困難であるといふことを痛感いたしております。しかし、いま御指摘のとおりで、つくる側、生産者は安心して野菜をつくつていただかなければなりませんし、また消費者にとりましては、できるだけ安い価格で野菜が手に入ることが望ましいわけでございまして、この間のうちのいろいろの点を反省いたしまして、今後とも極力野菜の価格の安定に努力してまいりたいと思ひております。

○中路委員 では終わります。

○木野委員長 次に、吉田之久君。

○吉田委員 明治以来戦前まで、わが国の輸出の大黒柱的存在であつた生糸の輸出、それがわが国の近代化の礎でもあつたと思ひます。しかし、時代の移り変わりと申しますか、戦後急速に

輸出が衰へまして、特に昭和五十年以降は生糸の

輸出がほとんどゼロであるという現状にあるわけ

であります。われわれも感慨無量であります。こういう変化の中で、もはや生糸の国営検査というものはその使命を終わったのではないかと、したがって、今度のこの法律の改正案も、そういう点ではまことに當を得たものだと思ひわけでございします。今後、民間の自主検査に大いに切りかえていかれる方針のようでありまふけれども、その点で、もういっすべてを民間に任せるところまで踏み切つていいのではないかと思ひわけでございしますが、その辺の考え方はいかがですか。

○二瓶政府委員 すべての民間自主検査に任せてはどうかというお尋ねでございます。

製糸業につきましては、大手五社、片倉、グンゼとかああいう大手五社を除きますと、きわめて零細な工場によつて占められておるわけでございします。したがひまして、これらの零細な中小工場につきましては、施設なり人材等の面で検査能力を欠いております。したがひまして、すべてをいふやうなことでございする中小零細な工場にも自主検査を行はせるといふようにいたしました場合には、指導なり監督といふことを仮に行うといひましたけれども、その自主検査の検査結果、これが果たして需要者サイドから十分信頼されるものを確保できるかどうかという点に疑念がございしますし、また、そういう零細工場にすべて検査設備なりあるいは検査人員なり、こういうものを抱えさせるといふことはやはり検査コストが高くなるわけでございします。したがひまして、経営を圧迫するといふことにもなりかねないといふふうにも考えられるわけでございします。

民間自主検査というものにつきましてはさらに拡大をしていくという方向で考えてはおりますけれども、現時点で考えますと、将来におきましても、大体三十数工場、全体から見ればやはり半分以上が自主検査で行われるというのが、最大限に拡大するといふことでございまして、その辺が限度ではなからうか、かように考えております。

○吉田委員 そうしますと、国営検査の方は、今後だんだん縮小はされていきますけれども、やはり半永久的に幾らかの部分で残るという見解でございますか。

○二瓶政府委員 国営検査の方につきましては、これはやはり検査の水準といえますか、そういうものにつきましては長年の実績もございまして高く評価をされておられ、また現に生糸流通の中で定着しておるというふうな考えでおります。

さらに、ただいま申し上げましたような自主検査というのを行います際にも、こういう自主検査工場の指導、監督というような面、あるいは検査をいたします際に、検査規格というものは同じにいたしましたけれども、やはりその辺の研修なり何なりというふうなものは国の検査部門でやっていく必要があるというふうにも考えるわけでございまして、したがって、たとえ小規模でありましても、やはり生糸検査の中核として国みずから検査を行う体制は、これは検査所というものはなくなくなりましても、国営検査そのものはやはり維持していく、堅持していくということが必要であるというふうな考えをわけでございまして、

○吉田委員 いずれにしても、だんだん縮小され、そしてまた、どちらかと言えば存在価値の薄れた仕事、職場になっていくと思わざるを得ません。そうなりますと、それに伴って職員の数をどのように減らしていくかという問題もきわめて重要でございます。承りますと、非常に女性の多い職場のようでございますけれども、その辺でなかなか配置転換等でも苦労される点が多いと思うのです。特に業務量の減少に比例しながらその辺の配置転換を円滑に進めていくためにいろいろ御苦労いただいていると思えますけれども、当面の考え方を若干お聞かせいただきたいと思います。

○二瓶政府委員 今後の定員の縮減をどう考えておるかという点でございますけれども、将来におきます生糸検査所の業務量、それから業務効率の見直し、それから職員の実情等を考えまして計画

的に縮減を図っていくという考え方のもとに、五十四年度の定員が五百三十三人というのでございすけれども、これを六十三年度当初までに百九十人程度までに減らしたい、こういうふうに考えておるわけでございまして、

この定員縮減につきましては、退職の促進とともう一つは配置転換ということによって実施していくことになるわけでございまして。退職者の方は大体百人程度になるのではないかと考えておりますので、配置転換の方がどうしても主体になって進めざるを得ないというふうに考えられます。その際に、ただいま先生からお話がございましたように、この生糸検査所につきましては、女性の比率が非常に高い。男子との割合はフィフティ・フィフティの比率になっておりますし、中高年齢層の方がまた非常に高い。平均年齢四十四歳というふうなことでもございまして。それから検査所以外業務経験が全くないという方も相当多いわけでございまして、

そういう特殊事情がございしますので、やはり配置転換というものを主体に考えていかざるを得ないわけでございまして、その際、転換先の処遇というふうなこと、こういうものも十分納得をさせていただかなくちゃなりませんし、やはり別な分野に回るわけでございまして、そういう研修等も必要でございます。また、転換先、受け入れ先の方の理解と協力も得なくちゃならぬというふうなこと等いろいろあるわけでございしますが、こういう面につきまして、十分納得をいただきまして円滑な実施を図っていききたいというふうに考えておるわけでございまして、

○吉田委員 年齢的にも余り若い方々の層が中心になっておるようでございますけれども、率直に申しまして、その人たちがやはりいままでの仕事に非常に愛着を感じて、できればそれで自分の仕事のすべてを終わりたいという考えなのか、あるいはこの際新しい職場、ふさわしい職場であるならばできるだけそちらへ移っていききたいというふうなかなり意欲的な傾向があるかどうか、そ

の辺を一言お教えいただきたい。

○二瓶政府委員 まだ十分詰めた形で各職員の方に意向調査等をやっておらないわけでございすますが、いろいろ得ました感触で申し上げますと、率直に申しましてやはり二色ございまして。とにかく生糸検査所に入りましてずっと検査一筋にやっていたのだから私はどうしても残りたい、別な部門へいまして移りたくないという方と、また、そういう方向で国の方も縮減計画というものを一応立てて、そういう線でも協力してくれというのであれば、なるべく早くもう別な職場に移った方がいいという非常に前向きに考える方と、やはりそこは、さくばらんきに申し上げますと大きく分ければ確かに二通りございまして、

○吉田委員 まずやはりそれぞれの人たちの対応の仕方に対してうまく呼吸の合ったような、そういう配置転換をうまくリードしていかなるべきかと思ひます。どうしてもこれだけという人はできないだけという仕事をさせながら、しかし、どうしても仕事がないようであるならばお引き取りをスムーズにいただくように、あるいは意欲を持っている女性に対してはできるだけ早くそういう対策を講じ、指導をなさいますと、そして張り切つて新しい職場で意欲を燃やすという適切な措置がなされることを特に希望いたしておきます。

それから、農林規格検査所の問題でございますけれども、これは消費者保護対策上きわめて有意義なものだと思っておりますけれども、JAS制度そのものがどこまで普及しているかという点につきましては、まだまだ十分でないような気がするわけでございまして、JAS制度の運用の現状、あるいはJASをつけるべき品目の拡大、こういう点につきまして現在どうお考えでございすか。

○森実政府委員 お答え申し上げます。現在のまず普及状況でございますが、五十五年で四百三十三規格を制定しておりますが、大部分の農林物資に及んでおります。また一般消費者の認識度も、今日の時点では、大体アンケート調査をやりますと九割をはるかに超えている状況でござい

ます。

次に、それぞれの品目の中での普及率を申し上げますと、大体は六割を超えている状況でございすますが、やはり品目によってはかなりでございす。ございまして、即席めん、しょうゆとかドレッシングとか油脂とかショートニングとかジュース等では八割、九割、物によっては一〇〇%という普及率でございすますが、中小企業の多い品目では、たとえばつけものとか割りふし、そういったものにつきましてはなお一〇%台の普及率という状況でございす。

私どもといたしましては、やはり消費者に対する啓蒙活動の強化という問題、それからもう一つは、今日の社会的需要を頭に置きまして規格内容を改善する、たとえば等級別規格をつくるという問題、さらに運用の改善また技術指導の強化等を通じて今後とも品目の拡大、受検率の拡大に努めてまいりたいと思っております。

○吉田委員 それから今度の法改正によりまして、依頼による検査の対象を輸入農林水産物に限らず、国内での生産物全体に広げることとされておるわけでございすけれども、特に企業からの依頼分析とか消費者の苦情に対する業務、そういう点で十分な対応をどうとなさっているのかどうか、お聞きいたしておきたいと思ひます。

○森実政府委員 お答え申し上げます。御指摘のように中小企業が多い食品企業では、品質管理についての技術水準が低い分野もあるわけでございす。自力では品質チェックがなかなかできないし検査もできない、こういった点で検査を依頼する企業はかなりございす。また、一般消費者あるいは消費者団体から、やはり農林規格検査所に対して、全般にわたって品質に関する問い合わせとか検査依頼が多く寄せられている実情でございす。

私ども、一つは中小企業対策という観点、それからもう一つは消費者保護という観点から、ただいま御指摘のように、いまのJAS制度だけでは十分追いつかない面もあると考えますので、今後

農林規格検査所の持つております検査技術を十分活用いたしまして、ただいま御指摘にもありましたように、従来のように輸入されたものだけに限定しないで、依頼検査を活用することを、一方において実施してあります品質管理のための向上対策等の指導事業とあわせて、今後強化してまいりたいと思っております。

○吉田委員 法案関係の質問は以上にとどめまして、この際、農政一般につきましてちよつと御質問いたしたいと思ひます。

八〇年代の農政ビジョンという問題がいま農民にとりましては最大の関心事であると思ひます。しかし、長期的な展望に立つて農業再建を進めるに当たつて、まずなすべきは国民経済における農業の位置づけを明確にすることだと思ひます。同時に、大蔵や通産等の縦割り行政が、農政推進の中でかなりいろいろと支障を来している点も認めざるを得ません。もう少し政府が一体となつて農政そのものの再建の道筋を示さなければならぬといふことが来ている、こう思ひわけでございます。

特に農政審議会におきましては、新たな農産物長期需給見通しが論議されておりますけれども、財政的な裏づけのない計画は実効性を欠くわけであります。農民が特に心配しておりますのもその辺のところでございます。したがつて、農業振興長期財政計画というものが策定されなければならぬと思ひます。とかく財政的に裏づけのない農政、あるいは十分大蔵省を説得し得る具体的な長期展望を欠く農政であるという批判もなしといひませんけれども、この点につきまして大臣はいかがお考えでございますか。

○武藤國務大臣 いま私も農政審議会に御議論いたしておりまして、ことしの夏ないし秋には長期ビジョンをつくつていかなければならないわけでございます。

それについては、当然将来の相当の財政負担も伴うことはおしやるとおりでございます。ただ、日本の財政計画というのは、一応中期財政計画も立てておりますけれども、その都度改定もせ

ざるを得ないということでございますし、また、それはおおよその計画でございます。また、私も今度農業生産あるいは消費全般にわたつての長期需給見通しを立てるのも、これはあくまでも指標でございます。その指標に基づいて年々政策はつくつていかなければならないと考えております。政策そのものが十年間あるいは十年間フィットしてしまふわけではないのでありまして、長期的な一つの目標を定め、それにできるだけ近づけるような政策をその年その年やっていくことになろうと思ひつてございます。

そういう面におきましては財政も同じことございまして、長期的な一つの財政計画を立てていただく場合には、当然そういう私どもの政策の長期のビジョンに対してのある程度裏づけ的な考え方は持つていただかなければならぬと思ひますけれども、具体的な数字は、やはり政策を実行する上においてのそのときそのときの年次の予算、こういうことになるわけでございます。私も従来も、いま縦割り行政でなかなかうまくいかな面もあるのではないかとこのことでございますが、少なくとも私どもの農業政策を進めていく上に、少なくとも私どもの農業政策を進めていく上を著実に実行していく上においての必要な予算措置だけは必ず確保していく、こういうことでやってまいりたいと思ひつております。

○吉田委員 いま大臣はそうおしやいますけれども、それほど自信に満ちた進め方がなされているとは、われわれの側からはちよつと思われにくい点が多々ございます。

特にたとえば水田利用の再編対策にいたしましても、昭和六十年代には八十万ヘクタールの減反が見込まれておるようでありまして、これは日本農業の構造的な大変革を迫られる問題であると思ひます。しかし、政府の対応は長期的な展望を欠いていると言わざるを得ない点がございます。条件整備が思ひ通りに進んでいない実情ではないか。

特に財政事情が悪化いたしましたして、たとえば転作奨励金の交付額等につきましても見直しを求め意見が財政当局にあると聞いております。こういうぐらつきと申しますか、長期への展望の欠如、確信に満ちたビジョンというところまではいっておりませんので、この辺が農民の生産意欲の減退に拍車をかけてきているのではないかと気がするわけでございます。この点いかがでございますか。

○武藤國務大臣 農民が不安を持つておられるのは、財政的な裏づけがあるかどうか、こういうことと不安を持つておられるよりは、将来の長期の需給見通しに立つてこれから農業生産を進めていく上にそれは間違いないであろうか、こういう不安の方が多いのではないかと私は判断をいたしておるわけでございます。

それからもう一つ、いま八十万ヘクタールというお話でございますが、これもまだ最終的に固まつたわけではございませんので、私も農政審議会でも御議論いただきながら、一体将来の米の消費はどのくらいになるであろうか、たとえば、いま国民一人当たりの米の消費量が年間八十一・六キログラムぐらいでございますが、これが昭和六十五年には大体六十二・三キログラムになるとした場合、八十万ヘクタールの米の生産の調整をしなければいけない、こういうことでございます。これは消費がそこまで落ちるかどうかという点もいま議論をしております。またその八十万ヘクタールが固定したわけではございません。しかし、相当これからはとも水田利用再編対策を進めていかなければならないことだけは間違いない方向でございます。

そこで、水田利用再編対策を進めていく上には転作奨励金というものがあつて、そうすると、転作奨励金が今後ともより多くなつていくということにおいては、いわゆる転作をしないうでそのまま置いておけば財政的には負担が少なくて済むのではないかとこのことが財政審議会あたりで御議論があつたということから、いま御指摘のような御心

配があると思ひつてございまして、私も、五十六年度からまた第二期の水田利用再編対策を進めていく計画をつくらなければなりません。これは今年中にはつくらなければならぬわけでございますけれども、そういう面において私は、必ずしも財政審議会でも御議論があつたようないわゆる単純休耕というような形はとるべきでないと思ひ考へておるわけでございます。

それはなぜかといへば、かつてそういうことをやりましたときに、それは土地も荒れてしまひましたし、また農民の気持ちも、やはり生産意欲を持つところに農民の存在意義があるわけでございます。そして、それが物をつくれぬということにおいては、農民も非常に好ましくない気持ちをお持ちになつたのではないかと、私はこう思つておるわけでございます。そういうことは繰り返していきたくない。

そこで私も、水田利用再編対策というものは、あくまでも米の消費も拡大をしていかなければならない。それで米の生産もある程度維持できるようにできるだけの努力をしなければならぬけれども、どうしても食生活の変化によつて米の消費が減退していく分についてはやはり日本の国民が必要としておる食糧をつくつていただく方向に転作をしていただく、こういうことで転作奨励をやつていくわけでございます。これは将来の日本の食糧の自給度を高めていくという点からいって、転作を定着していくことが必要であらう。転作を定着していくためには、やはり転作奨励金というものはそれ相応に出していかなければならない。

特に米をやめてほかの物をつくつていただくわけでございますから、米の収益性と相対的に考へて落ちない程度に、やはり米のかわりのほかの物をつくらうという意欲を持つていただく程度には、奨励金というものは今後とも出していかねばならないのでございまして、そういう考え方で対処していき、それはどんなことがあつても、財政当

局を説得してでも私どもは確保しなければならぬ、こう考えておるわけでございます。

○吉田委員 大臣のおっしゃるとおりだと思います。私どもも、休耕奨励というものが農民に与えた精神的な打撃は非常に大きかったと思うのです。しかし、一方におきまして、確かな米の消費と生産の予測というものは大変つかみにくいことではありますけれども、しかしいざいかにしても、米が余っているということだけは確かでありまして、したがって、おっしゃるとおりどう転作を進めていくかということにすべて重点を注がざるを得ないと思うのです。

ところが、それならばその進め方でありましてけれども、たとえば具体的に新潟などの場合非常に水位の高い湿地帯がございまして、こういうところで畑作への転換を進めてみたって、なかなか物理的にむずかしいわけでございまして、こういう地域の事情に即した減反面積の配分というのをやはりグローバルに考えていかないと、ただ画一的に北から南まで同じような減反の進め方というのは、私は非常に事務的で、おざなりで、これもほとんどの農民の気持ちをつかんでの対応にならないと思うのです。こういう地域事情を考え、あるいはまた、そういう地域を本場に転作させていく場合には基盤整備をどう進めるか、この辺がきちんと決まっていかなければ、やはり空念仏に終わるのじゃないかと思うのです。

○武蔵國務大臣 もちろん、水田を御利用なさっておいて、今度畑作にしようと思えば、当然基盤整備を進めていかなければならぬわけでございまして、そういう点においては、従来とも地域域の農業生産振興総合対策事業というものをやっておりますし、また、基盤整備の一環として排水対策もやっておりますわけでございまして、それで、水田の汎用化を考えていかなければならないことは当然で、進めておりますが、しかし、そういうことをやってもなおかつどうしてももう米しかできないところもあるだろうと私は思うのでございます。

現在までの水田利用再編対策でも画一的にはやってくるわけでございまして、ただ、それではこの県は米の主産地でございますから全く米の生産調整はしていただく必要はございませんというわけにはなかなかまいりませんので、その辺は画一的ではございませんが、また全国的にある程度ずつはやはり御協力を願っておるわけでございまして。

今後の問題といたしましては、いま御答弁申し上げましたように、農政審議会で御議論いただいておりますので、ことしの夏から秋にかけて私どもは長期の需給見通しを立てたいと思っておりますわけでございまして、そこである程度の数字が出てまいりましたときには、それは全国の、国全体の六十五年の一つの見通しでございますけれども、またまたいま北海道研究会というのをやっております、これは北海道が今後食糧基地として日本全体の食糧確保の中で果たすべき役割はどの程度であるべきなのかということをやっていたらいいおります。

この間も北海道知事ともよく話をいたしましたけれども、それではそういう中で北海道ではどのくらい何を負担するかということとせひひとつ研究したい、そしてそれをある程度北海道が引き受けることになったら、今度は北海道のどの地区ではどの程度やろうかということとを北海道内部で私どもも研究したい、こうおっしゃっておられました。

大変望ましいこととございまして、たとえば国全体のものができるときに、今度は農政局単位ぐらゐである程度のビジョンを、それに合わせたものをまたつくっていく、それから今度は地域農政推進事業ということで、地域でそれぞれ農民の皆様方で自分たちはその地域の中で何をしようかということを検討していただくことをいま私どもも進めております。そういうものが総合的にこうなつてまいりますと、農民の気持ちと私ども国の考え方というものが一致する点が出てくるのではないかと。

こういうことで、それぞれビジョンでございまして、長期的な一つの目標でございまして、けれども、そういう目標が国全体の立場で、あるいはブルック的な立場で、あるいは各農民の気持ちの上において調整をされていくということは望ましいこととございまして、そういう方向で私は将来考えていきたい、こう思っておりますのでございまして。

○吉田委員 次に、私どもの考え方では、いざにしても、この米をおっしゃるとおり急に一挙に減らすわけにはなかなかまいりませんが、米の活用という点で飼料米、えさ米と申しますか、その方の研究開発に政府はさらに積極的に取り組まれているのではないかと。しかし、このことはかなり財政的な負担も必要だと思っております。あるいは、取量あるいは技術問題等についてもいろいろと取り組んでいかねばならないと思うのです。現時点において、この飼料米への転換という点で何かお考え方はございしますか。

○武蔵國務大臣 飼料米につきましては、私どもの農事試験場でも研究をいたしておりますし、各地方の農政局でも、北陸と九州で私も研究をいたしております。また、県によつては県の農事試験場でやっていたらいいところもございまして。あるいは民間でもやっていたらいいところもございまして。もちろんそういうことで研究はしておりますけれども、正しく申し上げまして、いま日本の飼料穀物、外国から入っているものは三千万円でございまして、トン三万円前後で入っているものと匹敵するものが、飼料米というものをつくって果たしてできるものであろうかというのが一つの問題点でございまして。

【委員長退席、逢沢委員長代理着席】
もう一つは、飼料米といつても米でございまして、主食である米とどうその辺が識別ができるのか。ヨーロッパでは主食は主食、これは飼料といふふうに分けてやっておりますところもあるようにございまして。イタリヤあたりではそういうことをやっておりますのでございましてけれども、果たしてその辺の識別問題をどうしていくのかという問題も、これからまだ議論していかなければならない問題でございまして、できるだけコストの安いものをつくるような研究は今後も続けていきたいと思っておりますが、まだまだその実用化には——私どもも決してそれを否定するわけではございませんけれども、いま申し上げましたように、実際の事情として、えさ米を実用化してどんどんつくっていただくという点においては、まだまだ検討しなければならぬ問題が多々あるということとございまして、前向きに取り組む気持ちには私も決してやぶさかではございませんが、実用化するには相当むずかしいのではないかと、非常に持ておることも事実でございまして、非常にその点は苦慮しながらもやっておりますのでございまして。

○吉田委員 かなり大臣も悩んでおられるような感じがしますが、しかし、こういう事態になってまいりますと、われわれもある程度割り切つて、やはりこれも時代の変化でございまして、ヨーロッパ等においてなされていっているような手法というものよりよきものを取り入れながら、觀念の転換も行つて、国民も協力すると思ひますし、さらに積極的に取り組まれることが必要な時期に来ているのではないかと。この点の研究の進め方について、また後日いろいろ御報告もいただきたいと思いますので、問題は解決しないと思ひわけでありま

す。いま一つは過剰米の輸出問題でありますけれども、このことにつきましては、政府も緊急避難措置というふうな考え方の方でやっておりますのでありますし、われわれも大いに同意いたしておりますけれども、しかし、アメリカ等の抵抗も非常に大きいように聞いております。四月十二日にこの問題についての日米間の協議が決着いたしまして、わが国の過剰米輸出は四年間で百六十万トンにすることに合意した。そういったしますと、今後四年間で五百三十万トンの過剰米を処理しなければ

ばならないという計画が大きく変更を余儀なくされてきたというふうに見るわけでございます。この点について、過剰米の処理を今後どういうふうに具体的になさっていくか、現時点のお考え方を聞きたいと思ひます。

○武蔵國務大臣 数字については食糧庁長官から後ほどお答えをさせていただきます。いまは、考え方としては、今度のアメリカとの過剰米の処理問題につきまして、私も確かに二百萬トンという希望をいたしましたので、そういう点では、百六十萬トンになったというところは何か下がったような感じではございますけれども、しかし、最初私も過剰米処理計画を立てましたときには、輸出は大体一年二十萬トンぐらいという考え方を持っておったわけでございまして、それがやってみますと、五十四年度において二十萬トンと予定しておったものが、御要望が強く九十一、二萬トンにまでなつてしまつた、こういうこととでございますので、私もとしましては大きく過剰米処理計画が狂つたとは考えておりません。

しかし、二百萬トンという数字が百六十萬トンになつたという点においてはあれでございましてけれども、この二百萬トンというものは今度のアメリカとの交渉において初めて私も打ち出した計画でございまして、そういう点では、五十四年度から発足いたしましたときと比べれば、私もこれによつてそう大きな変更を余儀なくされているとは考えていないわけでございまして、

詳しい数字につきましては、食糧庁長官からお答えさせていただきます。

○松本(作)政府委員 過剰米処理の全体につきましては、当初四百八十萬トンを見込んでおりましたが、その後百七十萬トンほど増加いたしましたので、六百五十萬トンという全体の考え方でございますが、五十四年度で処理したのもございまして、今後のものといつたしましては五百三十萬トンを考えておるわけでございまして、この五百三十萬トンのうち百二十萬トンを加工用にいたしまして、残り二百五十萬トンはえさ用、それから百六十

十萬トンを先ほどお話がございましたように輸出に回すということとで処理をしたいと考えておるわけでございまして。

○吉田委員 次に、米の備蓄の問題でありますけれども、適正な在庫量を二百萬トン、二カ月分となさつて基本的な理由はどこにあるのか。

それからいま一つは、古米、古々米はだんだん味が落ちてまいりますけれども、もみそのままに備蓄する方法はないだろうか。この辺の財政的、技術的な検討はいかがでありますか。

○松本(作)政府委員 米の備蓄量につきましては、私も、不作が二カ年間続いた場合でも食糧の供給に不安がない状態ということを目指して、まあ、おおむね二百萬トンというものを備蓄目標にいたしておるわけでございまして。

この備蓄のやり方につきましては、もみの貯蔵の方がよいのではないかと御意見もあるわけでございまして、最近におきましては、貯蔵技術が発達いたしましたために、玄米による低温貯蔵によつても十分品質が保たれるということがございまして、特に、特にもみ貯蔵の場合には倉庫のスペースが倍近く必要になるということと、コストが非常にかかるという点もございまして、また、もみざりをどの流通の段階でやるのかというような問題も出てまいりますので、私もとしましては、この貯蔵につきましては、従来の玄米の低温貯蔵というところで対応してまいりたいというふうに考えておるわけでございまして。

○吉田委員 最後に、農住組合法案についてちょっと伺つておきたいと思ひます。

これは四月十八日に閣議決定なされたようでございます。国土庁の原案では、当初宮城地区については宅地並み課税の検討外に置くように位置づけられたと聞いておりますけれども、今度の政府案ではそれが消えているように承つております。このことで、農民の間では本法案が宅地並み課税の先兵になるのではないかとというような懸念の向きがすでに流れております。この点についてはどうなつておりますか。

○渡邊(五)政府委員 お答えいたします。

宅地並み課税自体は、これは地方税法上のことでございまして、今回国土庁から提案されました農住組合法案につきましては、三大圈に限りまして、特に地価上昇の激しい面におきます宅地供給の現実的な対応策として、農住組合という形で農業面と都市的な利用面との調整を図ることと御提案になりました。これからの都市的な利用と農業利用につきましての線引き制度の立場から、現実的には農林水産省といつたしましてもこれには基本的に同意いたしております。

宅地並み課税自体の問題は、農林水産省としては、先般の改正の問題が起きました際にも、基本的にはやはり都市利用に転換すべき地域というふうに考えておりますが、これはまた改正の時点まで検討をいたすという立場で今日おるわけでございまして。

○吉田委員 最後に一言だけ。市街化区域の中で、いろいろ農地の問題、そして宅地並み課税の問題も長い議論の種になつておりますけれども、やはり新しい都市は多分に緑を抱えておつてよろしい。特に、たとえば地震とかいろいろの有事の場合が想定されます。全部がコンクリートで埋まつてしまつた町であつていいのだろうか。むしろそういう意味では、水田に使うか畑作に使うか、いろいろな使用方法はあると思ひますので、それらも、たまたま残つておる都市の真ん中の農地をむげにつぶしていいのだろうかどうだろうか。単に都市計画とか非常に偏つた問題ではなしに、長期的な日本の都市のあるべき一つの理想として、あるいは今後想定されるいろいろな出来事の際の町の機能として、その辺は、農林大臣としていろいろお考えがあつていいと思ひますけれども、いかがですか。それを承りまして、私の質問を終わります。

○武蔵國務大臣 いまでも一定規模以上のところはある程度認められておるわけでございまして、特に今度農住組合法ができると、これはやはり一部は住宅その他のいわゆる都市化の土地

に使うけれども、残りは農業をやつてよろしいということが認められるわけでございまして、この農住組合法ができますと、市街化区域においても一定の農地というものが認められる、それが認知されるわけでございまして。

私も、従来よりそういう点においては宅地並み課税は五十七年度以降いろいろ検討されるということになつておりますが、何かその辺のところは今度の法律ではどうもはつきりしていないようなので私ももう少し詰めるべきであらうと思ひますが、考え方としては、あの農住組合法を讀んでおきますと、一部は当然宅地にするけれども、一部は農業をやつてよろしいということになる。そういうことを認めると、やはり将来においては宅地並み課税も、農業をやつていいということならば農地の課税でいいのではないかと御議論にはなり得るのではないかと。あの法律を讀みながら私はそう感じましたけれども、その辺は私の方ではなくて国土庁でやつておられることでございまして、これは私がああ法律を讀ませていただいた結果、感じた意見である、こういうことで御理解をいただきたいと思ひます。

いまのお話について私の所見をおつしやられれば、そういうことであると申し上げるわけでございまして。

○吉田委員 終わります。

○渡邊委員 長代理 次に、鈴切康雄君。

○鈴切委員 農林水産省設置法の一部改正の質問の最後のバツターになつたわけでありますが、初めに大臣の見解をお伺ひしておきたい問題があります。

それは、三月二十八日の閣議で政府は行政改革の一環として三十五ブロック機関の統廃合を決め、ほとんどの省庁が五十五年度末をめどとして具体的な地名を挙げられましたが、農林水産省だけが整理する具体的な地名を確定できないままに、昭和五十九年度までに一局統廃合というような後退した内容が一部伝えられており

ます。

その後、自民党内におきまして営林局の統合問題に異論が出されたとかいうような問題もあり、農林水産省は行政改革に非常に消極的ではないか、こういうような国民の批判が一部ございいます。大臣は行政改革に取り組む姿勢は決してそういうお気持ちではないと思いますが、そういう国民の批判に対して、ぜひこの際、行政改革に取り組まれる大臣の決意、所感を伺い申し上げます。

○武藤國務大臣 私には実は行政改革論者でございまして、国の行政も地方の行政も、行政というものはできる限り効率化すべきであり、また、できれば簡素化すべきである、そして合理的な行政がなされなければ国民の理解を得られない、こういうことで、行政改革には強い姿勢で臨むべきだ、という考え方を持っております。今度の生糸検査所につきましても、そういうことで私も率先してやらせていただいたわけでございまして、また特殊法人の場合も、私もは少なくとも他省庁より先行して作業を進めさせていただいておったわけでございまして。

いま、今度の地方支分部局、いわゆるブロック機関の問題につきましてはそれと全く違うのじゃないかという御指摘でございますが、これは農林水産省が非常に誤解を受けておると私は思っております。

私どもの方は、地方支分部局に関する限りは、営林局の統合をすでに五十三年度から実施しておるわけでございまして、他省庁は全くそういうことをやっていなかったわけでございまして。農林水産省としては国有林野改善のための特別措置法までつくっていただきました、その法律に基づいて、人員の整理を含めて営林局の統廃合、それから営林署、事業所の廃止、こういうものもいまだ進んでおるわけでございまして。しかも五十三年度に法律をつくって、本格的には昨年度、五十四年度から始めたわけでございまして、始めた途端に何かまた別の形が出てくるというようなこ

とでは、正直言つて、改善計画、いわゆる合理化計画を進めていくには、組合の諸君、職員ともよく話し合つて進めていかなければならないわけでございまして、その職員から、何だ、この間せつかくそういうことで話し合つて進めたものをまた別のものが出てくるのかということでは不信感を買つてしまったのでは、現在進めておる合理化計画さえ進まなくなる、こういう判断を私はいたしまして、われわれはほかの省庁とは違つてすでに五十三年度に法律をつくつていただいて、それに基づいて行政改革を進めておるのだからこれはぜひ別にしてくれ、こういうことを私は申し上げてきたわけでございまして。

最終の閣議までそういうことで私は言つてきたわけでございしますが、なかなかそうはいかない、やはりほかの省庁との関係もある、おまえの方はそういうことをやってくれているからいますぐにとは言わないけれども、行政改革の最終年度の五十九年度までにおいてはひとつぜひ考えてほしい、こういうことであるならばひとつ考へてみましよう、こういうことになったという経緯でございまして。どうも世間からは、この問題に関する限りは何か私どもが後退をしておるのじゃないかと言われるきらいはございすけれども、決してそうではなくて、逆に、私どもが先に進んでおつたことをぜひ御理解をいただきたい、こういうふうに御認識をいただきたいわけでございす。

○達沢委員長代理退席、委員長着席
○鈴切委員 今回の法案の中心についてちよつと触れたいわけであります。
生糸検査所を農林規格検査所に吸収するということが法案が提出されたわけでありますが、五十二年七月二十七日の行政監理委員会の「検査検定業務等の合理化方策についての答申」の中で、生糸検査制度の「合理化方策」について「国営検査制度の見直し、任意検査制度への移行など、抜本的な制度改正を図るべきである」として、当面は

「検査組織の縮小」「自主検査の推進」等を指摘しております。それはどこまでも当面であります。今回の措置は当面縮小というふうに思われるわけでありますけれども、抜本的な制度改正についてはどのようにお考えになっておりましたか。

○二瓶政府委員 五十二年の行政監理委員会の答申におきまして、ただいま先生からお話のございました国営検査制度の見直しあるいは任意検査制度への移行というような抜本的な制度改正を図るべきだということがございまして。

これに對しまして、まず国営検査制度の見直しの関係でございまして、今回この設置法の改正を御審議いただいておりますが、今この設置法の改正を力図つていくということで、生糸検査制度そのものの合理化を前提としながら、なおかつ明治二十九年以来設置されてきた生糸検査所を整理する、農林規格検査所に吸収統合する、こういう抜本的な制度改正を行うということにいたしておるわけでございまして。したがって、これは五十二年の行政監理委員会答申にこたえたものである、かように考へておるわけでございまして。

それから任意検査への移行という問題でございしますが、これにつきましては、先生御案内のとおり生糸というのは天然繊維でございまして。したがって、品質格差も非常に大きいわけでございまして。単価も非常に高い。一キログラム一万五千円程度のものがございます。お米の方は六十キロで一万七千五百円というところでございまして、相当単価が高い品物でございまして。

それから、ちよつと見ただけでは簡単に品質等の識別ができないということもございまして、識別できないまま推移いたしますと、織物になつたりあるいは染め加工をやつた後になつてその欠点が初めてわかるということでは大きなロスが出るわけでございまして。そういうことで、この生糸の検査というのにつきましましては、任意検査という形に移行するというのはやはり問題ではないか

というふうに現在のところ考へておるわけでございす。

○鈴切委員 生糸の検査業務というものは、必要とされてきた当時とはいま現在はずいぶん違つた状況になつてきている。すなわち、それは輸出するための検査業務が、現在は輸入に非常に頼つていゝという状況の中にあつて、現在生糸の生産地で県立ですでに四カ所の検査所、あるいは大手業者等によりますところの独自の検査システム、こういうものを備へておるわけであります。

そこで、生糸の品質が落ちるからこれはなかなか任意にはできないんだとおつしやつても、市場の競争原理というものはかなり働いてくるだろう、だから悪い生糸を出すということであれば、これはなかなか市場の競争にはついていかれないという問題もある、やはり抜本改正というのはいさななくとも民間に移行していく、任意な方向に進んでいくという形にならなければ、本来の行政監理委員会が指摘した内容にいかんせんやないか、こういうふうにいまま私の私見を加えて申し上げたわけでございまして、これに御答弁願ひますと時間がなくなつてしまひますので、次の問題に移ります。

きょう私が申し上げたいのは、実は昨年の四月一日、小笠原諸島振興特別措置法が改正され施行されました。小笠原村の発展というのは第一次産業であるところの農業、水産業の発展なくしてはどうてい考えられないわけでありますが、それを中心にして、それに関連する問題等を含めながら質問に移りたいと思つております。

初めに質問を申し上げるのは、小笠原は何といつても農業、水産業が一つの大きな産業に位置づけられているわけでありますが、農業の敵である、現地では非常に恐れられてゐるアフリカマイの撲滅というのが非常に大きな悩みの種になつてゐるわけであります。現在、東京都から防除剤が年間二箱現物支給されておりますけれども、實際使用する量は、二十箱以上が必要であると言われております。

私が問題にしたいのは、このアフリカマイマイが小笠原諸島全島に汚染をしているということであり、なかならずく国有地が七割、民有地が三割という状態であり、三割の民有地に対するアフリカマイマイの防除を主体としてわずかの予算でこれを撲滅するということはほとんど不可能な状態です。国有地あるいは国有地にはびこるこのアフリカマイマイの撲滅なくして、民有地のアフリカマイマイの撲滅はとうていあり得ないわけであり、国有地だけにアフリカマイマイがいるというならば話は別ですが、作物植えてつけないところ、雨でも降るものなら黒いじゅうたんのような状態で押し寄せてくる。こういう状態の中であって、アフリカマイマイの防除に対する国庫補助はどのようになされているのか。また、これは国の責任で防除しなければ小笠原振興法の中におけるこの問題の一つの解決にはなり得ないだろう、こう私は思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○榎原説明員 ただいま御指摘のアフリカマイマイの防除につきましては、確かに、現在応急策としてのメタルデヒドの薬剤散布にとどまっておりますが、本策につきましては、やはり同じような問題といたしまして沖繩とか奄美とか同緯度の県があるかと思ひます。これにつきましては、今後関係各省庁と一層検討してまいりたいと思ひますが、当面の六十二・五八ヘクタールの畑地に対しまして薬剤散布につきましては、五十三、五十四、五十五年度を通じて予算額においては三倍、二倍とそれぞれ果増いたしておりますので、御了解を賜りたいと思ひます。

○鈴木委員 いま三倍、二倍とかなんとかいう数字であります、具体的にアフリカマイマイの予算としてはどのくらい組んであるのでしょうか。
○榎原説明員 五十三年度が百三万円、五十四年度が二百八十万円、五十五年度、今度お認めいただきましたのは四百七十九万円と相なっております。

○鈴木委員 農林大臣、いまお聞きになったと思

いますけれども、アフリカマイマイが小笠原諸島全島に汚染をしているわけですから、なかならずく七割からなる国有地にすでにアフリカマイマイが汚染をして、そして雨が降るとそれが全部農地に押し寄せてきている。これに対していま予算は幾らかといひましたら、五十三年度が百三万円、五十四年度が二百八十万円、五十五年度が四百七十九万円。この予算でそれじゃアフリカマイマイがどれだけ実際に撲滅できるのでしょうか。

もしこのまま放置しておくとするならば、この小笠原のアフリカマイマイの撲滅はとうていできませんし、また、これから振興をもとにして、小笠原への定住を促進しようというところは、そういう考え方からはとてもできない。それに対して大臣はどうお考えでしょうか。これについては当然農林大臣の方とそれから国有地という問題との絡みがあるわけでしょうけれども、この予算ではどうにもならぬじゃないでしょうか。

○武蔵國務大臣 たしか小笠原諸島につきましては、農業関係を含めて国土庁でまとめて予算を取っていただいておりますので、私も直接どうも所管をしていないんじゃないかと思ひますが、ごさいますが、いまの御指摘でございまして、私も私どもとしてもよく検討して、国土庁に私どもから必要に応じて要請をしていきたいと考えております。

○鈴木委員 確かに、小笠原諸島の問題については国土庁が一括してやっているといたしておりますが、いまもすけれども、実際にこの第一次産業である農業あるいは水産業を振興しなければならぬという立場にありながら、農林省はこれを国土庁に任したからいいというのではなくして、私が指摘した以上は、これは問題点としてこれから前向きに検討していただきたいと思います。

○武蔵國務大臣 いま申し上げましたように、予算的には国土庁でございまして、そう申し上げたわけではございまして、私も私どもとしては、いかなる場所であらうとも、農業、水産業あるいは林業が発展をするようなことで考えていかなければなら

せんので、よく事情を調査いたしまして、国土庁に必要に応じて要請をしていきたい、こういうことを申し上げたわけでございます。

○鈴木委員 それから、農業の振興のために、限定出荷の枠を外すために、ミカンコミバエの農作物に及ぼす影響というのは非常に大きいわけですから、現在一〇〇〇国庫補助でありますけれども、さらに事業の枠を広げて、早期根絶をしなければならぬだろうと思ひます。実はその問題につきましては、奄美群島においてはすでに当該事業を農林水産省所管として取り上げて、この問題をかなり効果的に絶滅を図ったという、そういう例もありませんが、この小笠原諸島もやはりミカンコミバエの問題についてはかなり問題があるわけでありまして、この駆除の進捗状況というのはどういう状態でしょうか。

○榎原説明員 ミカンコミバエにつきましては、五十五年度一億六千二百萬の予算をもちまして、大体毎年度一億數千萬の予算と相なっておりますが、御案内のとおり着々と成果を上げておりまして、五十六年度ゼロ確認申請を目途に絶滅を期しておりますが、現段階におきましては、伊豆列島につきましてはほとんど根絶できたと思ひますが、母島、父島につきましては、特に父島につきましては、現在まだ期待どおりの効果は上がっておりませんけれども、引き続き絶滅に向かって努力いたしたいと思ひます。

○鈴木委員 水産業の振興について、漁港の整備ということは大変重要な問題でございまして、小笠原の母島の沖港は漁業振興のために外防波堤建設が必要欠くべからざる問題になっております。特に二百海里時代を迎えて、遠洋漁業の最南端基地としても、台風時の緊急避難港としてもどうしても必要であるわけでありまして、昨年、ことしと調査費を計上しておりますけれども、いままでの調査結果はどういうふうになってまいりましたか。

○榎原説明員 母島の沖港につきましては、御案内のとおりおおむね昭和五十六年度末を目途に

たしまして、現計画の施設完了をほぼ全面的に完了したいという計画で着々と進めておるわけでありまして、ただ御指摘の外防につきましては、四十九年度から五十三年度までに基本計画調査九千五百萬を計上いたしまして実施しておるわけでありまして、特に五十五年度につきましては調査費約二千八百萬をもちまして、引き続き環境面その他を含めまして、抜本的な補完調査を実施し、事業のめどをつけたいたと考えておるところであります。

○鈴木委員 この沖港の問題については外防波堤をつくった場合には大型船がなかなか入れないじゃないか、そういう声も実は一部にはあります。ありますけれども、私は、母島としては外防波堤というものは絶対必要であらう、こういうふうにして思ひます。なかならずく外防波堤ができたからといって、必ずしも大型船が接岸するといふような状況には実はないわけでありまして、そう考へてきたときに、振興期間内に外防波堤の工事着工ができるかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○榎原説明員 御案内のとおり、小笠原振興予算全体といたしまして、約二十五、六億圓前後でございまして、こういった外防のような膨大な事業費の予算化が、果たして御指摘の期間内に着手できるかどうかは、いまのところ確信を持てた御答弁は困難と考へておるところであります。

○鈴木委員 やはり水産業を振興していくという意味においては、若年漁業従事者の不足というものがこの漁業の振興に一つの大きな壁になっているわけでありまして、若年労働力の不足の原因はどのようなものであるかというふうに考へておられるか。私は、若年漁業従事者の定住は一にかかって住宅事情にあるかというふうにして思ひますけれども、その点について、何か小笠原について前向きな検討がされておるかどうか。そして若年従事者の確保という問題についてどのように今後お考へになつておるか、お聞きいたします。

○榎原説明員 確かに公営住宅につきましては、

これに對しまして、私どもは取り締まりを実施いたしましたして、このうち五十五隻を現在までに檢挙しております。小笠原海域につきましては、このうち六隻、二十七名の檢挙となっております。

ります。このうち小笠原海域で押収したのは五十
四キロ、こういうような状況でございます。

○**鈴木委員**　かなりサンゴの盗掘が行われておるわけですが、今後漁民の操業安全及び領海侵犯に対してどのような措置で水産庁としては臨まれるお考えでしょうか。

○米澤政府委員　サンゴの採掘はいずれも領海の内部で行われるものでございまして、領海の外ではほとんど、日本の周辺では急深になるということもございまして行われておりません。そこで領海侵犯を防ぐということが一番肝心な点でございします。この点につきましては、海上保安庁そのほかとの関係官庁と相談をいたしまして、取り締まりを厳重にいたすということで対処いたしたいと思っております。

○鈴切委員 問題は変わりますけれども、零細漁業者と遊漁者との紛争事件はここ数年間特に目立ってきておるわけでありますが、これに対して水産庁としてはどのような実態を掌握されていまいしょうか。

○米澤政府委員 最近所得が上がったとかあるいはレクリエーションが国民の間で非常に盛んになるということで、遊漁は非常に盛んになってまいりました。それと同時に、既存の漁業者との間に各地でいろいろな紛争を起すという傾向が最近出てまいりました。

紛争はいろいろな形がございまして、遊漁者が漁場の中に進出をしてきて漁業者の操業と競合するというような例も、特定の地域で発生をいたしております。それから、まきえを使用するということ、漁場を汚すとか、あるいは先ほど申し上げましたように釣り漁業者と競合するというような問題が出ております。また、これは別な観点でございますけれども、一部の遊漁者の中には非常に悪質な人もおりまして、漁業者が直接被害を受ける。アワビをとる、せっかく養殖をいたしておりますサザエをとるというようなこともございます。また、今度は逆に、漁業者の方が遊漁者かから料金をいろいろな名目で取り上げようというよ

うなことで、いろいろ紛争を起こすというようないふことも発生をいたしております。

○**鈴切安曇** 確かに、遊漁者が大量のまきえをして漁場にまかれるために、海底に沈でん物がたまってしまつとか、あるいは非常に釣り人が多く、操業に支障を来すとか、あるいは漁港等で漁船の出入りに非常に問題が起こっているわけであります。

これは、一つの具体の例でありますけれども、実は伊豆七島の中の神津島、あるいは式根島、新島本村、若郷の漁業組合というのは、錢洲島付近の海域で操業して、全水揚げ量の約八割をこの海域に依存をしているという状態であります。

ところが、伊豆七島の一部漁協では、魚の資源の確保のために、オキアミとかあるいは夜釣りとかということについて禁止をしながら資源の確保を申し合わせをしているという中であって、実は、この遊漁者の問題がかなり大きな問題として浮かび上がってきているわけであります。いまもお話がありましたとおり、そのまま放置をしていくということになりますと、大きな問題としてトラブルが残るわけでございますが、聞くところによりますと、そういう問題を解決するために水産庁としては遊漁対策検討会なるものを設置したというふう聞いておりますけれども、設立の目的というものはどういう目的であるか、また、それに對しての紛争の処理ができるかどうかという見通しはどうなっているのか、その点についてお問い合わせをいたします。

○米澤政府委員　お答え申し上げます。

先ほ申し上げましたように、近年、遊漁人口が非常に増加をしまして、それに伴ひまして各種各様の遊漁が盛んになりまして、水産行政の中で遊漁問題を正面から取り上げていかなければならないという事態になってまいりましたので、新しい遊漁のあり方をどうすべきかということについて、遊漁者の代表、漁業者の代表、それに学識経験者というものを集めて検討をするというのが、遊漁対策検討会の目的でございます。これまで

に何度か会合を開いてまいりました。

まだ結論を得るところには至っておりませんけれども、全体の遊漁対策検討会の大体の傾向としては、紛争の内容が非常に多様であり、地方によって非常に異なるということでございますのであくまで各都道府県ごとに設置した漁場利用調整協議会というふうなもので異なった利益の調整を図っていくということが必要ではなからうかというふうな意見が強うございますけれども、どういう形で検討をすることが最も有効であるかということについては、引き続き御検討を願っています。

○鈴切委員　最後に一言大臣にお伺いしたいわけでありませうけれども、この遊漁と零細漁業者の兼ね合いの問題というものは、これはやはり水産庁あるいは所管の農林水産省で真剣に取り組まなければ、各所にトラブルが起きている状態だと思います。零細漁業を守るという立場に立つてこの問題を解決をしていかなないと、確かに釣り人がふえてきたということに対しては、私は一つの方向性ではあるうかと思えますけれども、生活をそれに頼っている漁業者の立場に立つのが本来農林水産省の立場ではないかと思えますので、その点について大臣のお考え方をお聞きしたいと思います。それからもう一つは、先ほど申し上げましたように、アフリカマイマイの問題であります。

百万円だの三百万円だの四百万円で小笠原諸島
のこのアフリカマイマイの撲滅ということはどう
てい考えられないわけでありまして、なかなかずく
都から支給されているのはわずかに二箱、これは
かなり高い薬でありますので、二十箱も買つて、
そして農民が負担をするということ是非常に大変
でありますから、その点についても大臣として
は、これは国土庁がまとめてやっているから国土
庁にぜひお願いをするんだというお話であります
けれども、しかしこれは、小笠原が農業で立つ
ていかなければならないという立地条件である以
上は、これは相当に関心を持ってやっていただか
なければならぬ問題だと思いますので、その点

をお伺いいたしまして、質問を終わります。

○武藤國務大臣 第一点の、先ほど申し上げました小笠原のアフリカマイマイの問題でございます。が、先ほどもお答えをいたしましたけれども、これは国土庁の所管でございしますので、私どもが予算をどうということはできませんけれども、しかし、少なくとも小笠原で農業に従事をしておられる方々のためには、私ども十分意を尽くしていかなければなりませんので、そういう意味において、よく調査をいたしまして、国土庁ともよく協議をいたしまして、必要な予算についてはできるだけ確保するように、私から強く国土庁の方に要請をしたい、こういうことを申し上げておるわけでございます。

第二点の、いまの遊漁者と漁業者との関係でございますけれども、やはり水産業の振興という点からいけば、水産業あるいは漁業というものは、魚をとることによつて生計を立てている方が漁業者でございます。私ども、やはり漁業者の立場を考えていかなければならないわけでございまして、遊漁者も、それは、レジャーがだんだん発達をしてまいりましたし、生活水準も上がつてまいりましたので、それを否定するものではございませんけれども、少なくとも生計を立てておる漁業者、漁業によつて生計を立てている方々がそれによつて非常な迷惑をこうむるというようなことは当然でないようにしていかなければならぬことは当然でございますので、そういう観点で、より遊漁者の方にも理解を深めて、そういう遊漁をしていただくような方向に努力をしてまいりたいと思います。

○鈴切委員　以上をもつて質問を終わります。

○木野委員長　これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○木野委員長　これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○木野委員長 これより討論に入るのであります
が、討論の申し出もありませんので、直ちに採決
に入ります。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案につ

いて採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木野委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。武藤農林水産大臣。

○武藤國務大臣 ただいま農林水産省設置法の一部を改正する法律案につきまして御可決をいただきまして、まことにありがとうございます。

私といたしましても、本委員会における審議の内容を十分尊重いたしまして、今後とも農林水産省に与えられた任務の遂行に全力を尽くす所存でございます。(拍手)

○木野委員長 なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○木野委員長 次回は、来る二十二日火曜日午前十時理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十分散会

